

第1回愛西市情報公開審査会会議録

| | |
|----------------|--|
| 会議の名称 | 平成29年度第1回愛西市情報公開審査会 |
| 開催年月日 | 平成29年6月26日(月曜日) |
| 開始・終了時刻 | 午後1時30分から午後2時00分 |
| 開催場所 | 愛西市役所 南館2階 会議室2-5 |
| 議長氏名 | 杵田勝彦 |
| 出席委員氏名 | 杵田勝彦 佐藤徳潤 飯田十志博 渡邊明子 |
| 欠席委員氏名 | 弓削 恵 |
| 説明者の職氏名 | 加藤(貴)主任、加藤(勉)主任 |
| 事務局職員職氏名 | 日永市長 伊藤総務部長 鷲尾総務課長 橋本課長補佐 加藤(貴)主任 加藤(勉)主任 |
| 会議次第 | 1 市長あいさつ 2 議事 (1) 会長の互選について (2) 会長代理の指名について (3) 会議録署名者の指名について 3 報告事項 (1) 平成28年度下半期 公文書公開請求件数等について (2) 平成28年度 個人情報開示請求件数等について 4 その他 |
| 配布資料 | 資料 1 平成28年度情報公開請求一覧 資料 2 平成28年度個人情報開示請求一覧 |
| 公開／非公開 傍聴人数 | 公開 なし |

=開会=

次第 1 市長あいさつ

本日は何かとお忙しい中、第1回愛西市情報公開審査会にご臨席賜り誠にありがとうございます。4月から3年間の任期でございますので、皆様方にはそれぞれご迷惑をおかけしますがご理解、ご協力を賜りたいと思います。また、事務局も部長と課長を新しく任命しましたので皆様方におかれましてはご指導いただきたいと思ひます。

さて、愛西市情報公開条例にも明記しておりますとおり、行政における情報の公開とは、公正で民主的な開かれた市政の推進に資するものを目的とする一方で、公開されることによつて侵害される個人のプライバシー等は守らなければなりません。

行政は多くの公文書を保有し、また多くの個人情報も保有しております。情報の公開と個人情報の保護のバランスを調整しながら、市民の知る権利を保障していただくために、委員の皆様方からのご助言、ご指導を賜りたくお願いを申し上げまして簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

次第 2 議事

(1) 会長の互選について

飯田委員が杵田委員を会長に推薦する。

杵田委員を会長に指名する。

(2) 会長代理の指名について

佐藤委員が指名される。

(3) 会議録署名者の指名について

渡邊委員が指名される。

次第 3 報告事項

(1) 平成28年度下半期 公文書公開請求件数等について

事務局から資料1を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

会長 昨年度と請求件数に変わりはないのか。

事務局 1件少ないだけで、あまり変わりはない。

会長 番号20の地縁団体の認可についての書類で一部公開になっているが、なぜ副会長及び会計の氏名が非公開になっているのか。

事務局 会長については、一般に公開されているので開示にしているが、副会長及び会計については一般に公開されていないので非公開とした。

会長 地縁団体とはどういったものか。

事務局 地域の土地等を所有する場合には法人格が必要になるため、市が認可している団体である。告示等もするが会長のみである。

委員 その団体は規約をもっているのか。

事務局 はい。

委員 規約をもっているのであれば、副会長と会計は役員なので公開してもいいのではないか。

会長 これから地縁団体は増えてくると思うが、副会長と会計が非公開というのはどうなのか。

事務局 副会長と会計は地縁団体の議事録の中には名前が出てくるが、一般には公開されていない。

会長 それもひとつの判断ではある。

会長 番号22の非公開理由が第5条第5号「市の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」で会議録中の発言時委員氏名と載っているが、抽象的で分かりづらい。分かりやすくできないか。審査する側としては、こう書かれると意見することができない。

事務局 内容が細かいためこのような形になった。

委員 愛西市体育施設指定管理者選定に関する資料全般とはどのようなものか。

事務局 指定管理者を選定するための委員会である。先ほどの第5条第5号にあるように委員の率直な意見を損なう可能性があるため非公開とした。

会長 会議録中の発言は公開されているのか。

事務局 発言の中での個人情報については、非公開としている。

会長 それなら理解できる。次に第5条第4号、第6号については。

事務局 体育施設のためセキュリティ・防犯に関する内容について非公開としている。

会長 分かりました。説明を聞くと納得できるが、資料だけでは内容が分からないこともあるので、実際の公開した文書を見ることはできないか。何がどのような理由で非公開になったのか分からない。

事務局 行政文書の写しをお渡しすることは難しいので、次回からこの場で見ていただけるように検討する。

会長 資料を読んでいてすぐに分かるような個人の氏名や住所については、行政文書の写しの必要はないが、今日出てきた非常に分かりづらいものについては次回工夫をお願いしたい。

— 委員了承 —

(2) 平成28年度 個人情報開示請求件数等について

事務局から資料2を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

会長 開示請求者個人に関するものなので基本的には開示ということか。

事務局 はい。

会長 開示請求者以外の個人に関する情報が不開示ということか。

事務局 はい。

会長 怪我の診断結果はなぜ不開示になるのか。

事務局 開示請求者から見て第三者の怪我の診断結果となるため。

会長 それも個人情報に入るという判断か。

事務局 はい。

— 委員了承 —

次第 4 その他

事務局からは特になし。